



平成25年2月20日

## 「平成25年度の年金額」

平成25年4月から9月までの年金額は平成24年度と同額です。

平成25年1月25日、総務省から「平成24年平均の全国消費者物価指数」の対前年比変動率が0.0%となった旨が発表され、その結果、平成25年4月から9月までの年金額については、改定は行われないうこととなり、平成24年度と同じ額となります。

	平成24年度	平成25年
	(月額)	4月～9月(月額)
国民年金 〔老齢基礎年金(満額):1人分〕	65,541円	<b>65,541円</b>
厚生年金 〔夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額〕	230,940円	<b>230,940円</b>

☆ 厚生年金は、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準

なんで9月までなのか?? それは、特例水準が解消されるから

★ 特例水準の解消について ★

- ★ 現在支給されている年金は、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より2.5%高い水準(特例水準)で支払われています。
- この特例水準について、現役世代(将来、年金を受け取る人)の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るため、平成25年度から27年度までの3年間で解消する法律が、平成24年11月に成立しました。
- この法律は、平成25年10月から施行されるため、平成25年10月以降(12月支払い分以降)の年金額は、4月から9月までの額から1.0%引き下がることとなります。
- 解消のスケジュールによると、平成25年10月分から平成26年3月分までの年金額が変わることになりますので、金額等が決定次第にお知らせいたします。

国民年金保険料額は

平成25年度の国民年金保険料額は  
**15,040円** (月額)となります。  
(平成24年度から60円の引上げ)

解消のスケジュール

平成25年10月	▲1.0%
平成26年4月	▲1.0%
平成27年4月	▲0.5%

★ その他の手当について ★

- ★ 物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当についても、平成25年4月分から9月分までの手当額については、改定は行われないうこととなり、平成24年度と同じ額となります。
- なお、平成12年度以降、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から生じているこれらの手当の特例水準(1.7%)についても、年金と同様に、平成25年度から27年度までの3年間で解消することとなります。

		解消のスケジュール	
母子・父子家庭などに対する給付	児童扶養手当	平成25年10月	▲0.7%
	特別児童扶養手当	平成26年4月	▲0.7%
	特別障害者手当	平成27年4月	▲0.3%
障害者などに対する給付	障害児福祉手当		
	健康管理手当		
原子爆弾被爆者に対する給付			